

千葉県教育委員会教育長 様
(千葉県立 高等学校長)

千葉県公立高等学校等奨学のための給付金（早期給付） 給付申請書

申請する際は、下記の事項について必ず確認し、□にレ印を付け、署名してください。

- この申請書の記載内容は、事実と相違ありません。また、この申請書に虚偽の記載があった場合には、千葉県教育委員会教育長又は校長の求めに従い、その全額を即時返還します。
- この申請の対象となる高校生等について、千葉県以外の都道府県に奨学のための給付金の申請を行っていません。
- この申請の対象となる高校生等は、児童福祉法による児童入所施設措置費（見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の高中生等を除く））の支弁対象ではありません。
- この申請書及び添付書類の内容について、千葉県教育委員会教育長又は校長が市町村等の関係機関に対し、照会を行うことに異存ありません。
- 奨学のための給付金の事務手続きを処理するのを目的として、千葉県教育委員会教育長がマイナンバーにより地方税関係情報を取得することに異存ありません。
- 奨学のための給付金支給に必要な事務手続きを学校設置者に委任することを了承します。

(必ず署名すること) 申請者(保護者等) 氏名 _____

千葉県公立高等学校等奨学のための給付金事業実施要綱第2条に規定する給付の対象者に該当するので、同要綱第5条の規定により下記のとおり申請します。

以下の空欄に、保護者等が記入してください。

※印のところは、該当のものを○で囲んでください。

申請者 (保護者等) 住所	〒 _____ (番地・アパート名も記入) TEL _____	ふりがな _____ 申請者 氏名 _____
該当区分 (該当する方にレ印)	<input type="checkbox"/> 生活保護(生業扶助)受給世帯 → 【1】と裏面の【3】を記載してください。 <input type="checkbox"/> 都道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税の世帯 → 下記の事項について確認の上、□にレ印を付け、【1】と【2】、裏面の【3】を記載してください。 <input type="checkbox"/> 私の世帯は、4月1日現在、生活保護法(昭和25年法律第144号)第36条の規定による生業扶助を受給していません。 <input type="checkbox"/> 【2】扶養親族等の状況についての欄に記入した高校生等及び兄弟姉妹を、私が扶養しています。	

【1】対象となる高校生等について

ふりがな	生年月日	年 月 日	
氏名	在学学校入学年月 / 現在の学年	年 月 1年	
在学 学校	学校の名称	区分	
	※ 国立 ・ 都道府県立 ・ 市立 (全日制 ・ 定時制 ・ 通信制 ・ 専攻科)		
過去の高等学校等 における在学期間	学校名・課程	在学期間	在学中の給付金受給回数
	立 学校 ※ (全日制・定時制・通信制・専攻科)	年 月 ~ 年 月	なし 1回 2回 3回 4回 不明 □ □ □ □ □ □
	立 学校 ※ (全日制・定時制・通信制・専攻科)	年 月 ~ 年 月	なし 1回 2回 3回 4回 不明 □ □ □ □ □ □

【2】扶養親族等の状況について (非課税世帯のみ記入)

その年の4月1日現在で、以下に該当する兄弟姉妹の状況を記入してください。

- 15歳(中学生を除く。)以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹 (平成12年4月3日~平成20年4月1日生まれ)
- 高校生である兄弟姉妹

扶養している お子様の 状況※	続柄 (高校生等本人から見た場合)	氏名	生年月日	職業、学校名・学年・課程
	本人	【1】に記載した高校生等(【1】に記載しているため、省略)		
	兄・姉・弟・妹	年 月 日	(通信制・専攻科以外) □国公立 □私立 (通信制・専攻科) □国公立 □私立	詳細
	兄・姉・弟・妹	年 月 日	(通信制・専攻科以外) □国公立 □私立 (通信制・専攻科) □国公立 □私立	
	兄・姉・弟・妹	年 月 日	(通信制・専攻科以外) □国公立 □私立 (通信制・専攻科) □国公立 □私立	

※対象となる高校生等本人以外に15歳(中学生を除く)以上23歳未満の兄弟姉妹が扶養されている場合、上記「扶養親族等の状況について」の欄に記入した対象高校生等本人及び兄弟姉妹の扶養を証明する書類(国民健康保険の場合は健康保険証の写し及び扶養誓約書、社会保険等の場合は健康保険証の写し)を添付してください。保険証等の添付がなく、扶養状況が確認できない場合は、奨学のための給付金が支給されません。

【3】保護者等の収入の状況について（1）から（3）までのうち、該当する□にレ点を付けてください。

次の者の個人番号カードの写し等（個人番号カード、通知カード、個人番号が記載された住民票の写し、住民票記載事項証明書等）又は証明書等を提出します。

(1)生活保護（生業扶助）受給世帯	
<input type="checkbox"/>	(対象高校生が千葉県内にある県立高校又は市立高校に在学している場合のみ選択可) 生活保護受給証明書等を高等学校等就学支援金の手続きで提出しているため省略する。
<input type="checkbox"/>	その年の7月1日現在、生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助（高等学校等就学費）を受給しており、生活保護の受給状況がわかる書類（生業扶助（高等学校等就学費）を受けていることがわかる書類）を提出する。

(2)非課税世帯			
	個人番号カード等	課税証明書等	
ア	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	親権者（両親）2名分
イ	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	親権者1名分 (親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合は、その者を除く。) ・未婚、離婚、死別等により親権者が1名の場合 ・親権者が2名存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の個人番号カードを提出できない場合
ウ	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	未成年後見人（ ）名分 ・親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合（未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分） ※未成年後見人が法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除く。
エ	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	対象となる高校生等の生計をその収入により維持している者（主たる生計維持者）（ ）名分 ・親権者又は未成年後見人が存在しない場合、成人に達しているが主たる生計維持者が存在する場合等
オ	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	対象となる高校生等本人 ・親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合 等

(2)において、個人番号カードの写し等・証明書等を添付する者の氏名、生年月日、高校生等との続柄及び令和4年1月1日現在及び令和5年4月1日現在（申請書表面住所と同住所の場合記入不要）の住所を記入してください。

(ふりがな)			
氏名			
高校生等との続柄	父・母・その他 ()	生年月日	年 月 日
※令和4年1月1日現在の住所			
		都道府県	市区町村
※令和5年4月1日現在の住所(申請書表面住所と同住所の場合記入不要)			
		都道府県	市区町村

(ふりがな)			
氏名			
高校生等との続柄	父・母・その他 ()	生年月日	年 月 日
※令和4年1月1日現在の住所			
		都道府県	市区町村
※令和5年4月1日現在の住所(申請書表面住所と同住所の場合記入不要)			
		都道府県	市区町村

(3)次の理由により、課税証明書等を提出しません。	
<input type="checkbox"/>	所得確認の対象が生徒本人（親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合）であるが、未成年で都道府県民税所得割及び区市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ていないため。

【留意事項】

- 1 都道府県が最新の道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算額を個人番号を利用して確認します。
「個人番号」とは行政手続における特定の個人を認識するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号であり、「個人番号カード」とは同条第7項に規定する個人番号カードです。
- 2 過去に国公私立を問わず高等学校等（修業年限が3年未満のものを除く。）又は高等学校等専攻科を卒業し又は修了したことがある場合には、本給付金の受給資格はありません。
- 3 2校以上の学校に在学している場合は、いずれか1校を選んで申請をしてください。
- 4 不正に奨学のための給付金を受給した場合は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の規定に基づき、刑罰が科されることがあります。
- 5 生活保護受給世帯への給付金について福祉事務所において就学のために必要な額については、生活保護における収入認定から除外することとなっています。そのため、本給付金は生活保護における生業扶助（高等学校等就学費）で給付される経費と重複しないよう、担当ケースワーカー等と相談の上、授業料以外の教育に必要な経費（修学旅行積立金等）として計画的に活用してください。